

平成 25 年 9 月 1 日策定

平成 26 年 4 月 1 日改訂

## いじめ防止委員会設置要項

### 1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「福山市立赤坂小学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、総合的かつ効果的に推進するため、学校総体としていじめを防止することを目的とする。

### 2 構成

(1)本委員会の構成員は、次の者をもって構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭

(2)校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

### 3 組織図

本委員会の校内での位置付けを別途定める。

### 4 会議

本委員会は、毎月 1 回定期的に開催する。また、必要に応じ校長が招集する。

### 5 協議内容

いじめ防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決済する。

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する指導
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する方々等との連携
- ・その他、いじめの防止等に係ること

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。